

(別添1)

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 近畿地方環境事務所総務課長 ○○ ○○ (以下「甲」という。)
は、 (以下「乙」という。)
と「令和7年度大台ヶ原の持続可能な利用推進の検討等業務」 (以下「業務」という。)
について、次の条項により契約を締結する。

(契約の内容)

第1条 乙は、別添の仕様書及び提案書に基づき業務を行うものとする。

(契約金額)

第2条 契約金額は金 円(うち消費税及び地方消費税の額 円)
とする。

(履行期限及び履行場所)

第3条 履行期限及び履行場所は次のとおりとする。

履行期限 令和8年3月25日
履行場所 近畿地方環境事務所

(契約保証金)

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

(再委任等の制限)

第5条 乙は、業務の処理を他人(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。))である場合も含む。)に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(監督)

第6条 乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。

2 業務の遂行にあたって疑義又は不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

(検査及び引渡し)

第7条 乙は、業務の全部を完了したときは業務終了報告書を作成し、その旨を書面により甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行い、検査に合格した後、乙が成果物の引渡しを申出たときは、直ちにその引渡しを受けなければならない。

3 乙は、前項の検査に合格しないときは直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、前項の期間は甲が乙から修補を終了した旨の通知を受けた日

から起算する。

(契約金額の支払い)

第8条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、契約金額（この契約の締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に契約金額を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第9条 甲は、第8条の約定期間内に契約金額を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(仕様書等の変更)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第11条 天災地変その他止むを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、乙は、甲と協議の上契約の解除を行うものとする。

2 前項の規定により契約を解除するときは、第7条から第9条までの規定に準じ精算する。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。

二 乙が第5条、第19条又は第19条の2若しくは第20条の規定に違反したとき。

三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督官等の職務の執行を妨げたとき。

四 履行期限内に業務終了報告書の提出がなかったとき。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法

第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。
- 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
 - 五 その他前各号に準ずる行為

(再受任者等に関する契約解除)

- 第13条 乙は、契約後に再受任者等(再受任者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が第12条第2項及び第3項の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(違約金等)

- 第14条 甲が第12条又は前条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 2 次に掲げる者が契約を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、

公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

4 乙が前三項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

5 第1項、第2項及び第3項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲がその超える分の損害を損害金として請求することを妨げない。

（損害賠償）

第15条 甲は、第12条又は第13条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

（表明確約）

第16条 乙は、第12条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

（不当介入に関する通報・報告）

第17条 乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（担保責任）

第18条 甲は、第7条の規定により引渡しを受けた後1年以内に契約の内容に適合しな

いものであることを発見したときは、契約不適合である旨を乙に通知し、修補又は既に支払った契約金額の一部を返還させることができるものとする。

(秘密の保全)

第19条 乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に洩らし又は他の目的に利用してはならない。

(個人情報の取扱い)

第19条の2 乙は、甲から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。）及び特定個人情報（マイナンバー（個人番号）をその内容に含む個人情報をいう。）（以下、「個人情報」という。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱わせる業務を再委任等する場合は、事前に甲の承認を得るとともに、本条に定める、甲が乙に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該再受任者等も講ずるように求め、かつ当該再受任者等が約定を遵守するよう書面で義務づけなければならない、承認を得た再受任者等の変更及び再受任者等が再々委任等を行う場合についても同様とする（以下、承認を得た再受任者等を単に「再受任者等」という。）。

3 乙は、前項の承認を受けようとする場合は、あらかじめ書面により甲の承諾を得なければならない。

4 乙は個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

5 乙は、個人情報を取り扱う従事者の明確化、従事者に対する監督・教育を行うものとする。

6 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合はこの限りでない。

一 甲から預託された個人情報を第三者（前項記載の書面の合意をした再受任者等を除く。）に提供し、又はその内容を知らせること。

二 甲から預託された個人情報について、甲が示した利用目的（特に明示がない場合は本契約の目的）の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

三 特定個人情報を取り扱う業務において、乙（再受任者等があるときは再受任者等を含む。）の事務所、事業場等から外部に特定個人情報を持ち出すこと。

7 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱う場合には、責任者及び取扱者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を甲に提出するとともに、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理（再受任者等による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。

8 甲は、個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて必要があると認めるときは、所属の職員に、乙（再受任者等があるときは再受任者等を含む。）の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について実地検査等の調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。

9 乙は、業務の完了又は契約解除等により、甲が預託した個人情報が含まれる紙媒体及

び電子媒体（これらの複製を含む。）が不要になった場合には、速やかに甲に返却又は破砕、溶解及び焼却等の方法により個人情報を復元困難及び判読不可能な方法により廃棄若しくは消去し、その旨を書面により甲に報告しなければならない。ただし、甲が別段の指示をしたときは、乙はその指示に従うものとする。

- 10 乙は、甲から預託された個人情報の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に違反する事実を認識した場合には、直ちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告しなければならない。また、甲から更なる報告又は何らかの措置・対応の指示を受けた場合には、乙は当該指示に従うものとする。
- 11 乙は、甲から預託された個人情報以外に、業務に関して自ら収集又は作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づいて取り扱うこととし、甲が別段の指示をしたときは当該指示に従うものとする。
- 12 乙は、乙又は再受任者等の責めに帰すべき事由により、業務に関連する個人情報（甲から預託された個人情報を含む。）の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。
- 13 本条の規定は、本契約又は業務に関連して乙又は再受任者等が甲から預託され、又は自ら取得した個人情報について、業務を完了し、又は解除その他の理由により本契約が終了した後であっても、なおその効力を有する。

（債権譲渡の禁止）

- 第20条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。
- 2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

（紛争又は疑義の解決方法）

- 第21条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して解決するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 住所 大阪府大阪市北区天満橋1-8-75 桜ノ宮合同庁舎4階
氏名 支出負担行為担当官
近畿地方環境事務所総務課長 ○○ ○○ 

乙 住所
氏名



令和7年度大台ヶ原の持続可能な利用推進の検討等業務 仕様書

1 適用範囲

「令和7年度大台ヶ原の持続可能な利用推進の検討等業務（以下「本業務」という）」は、別途取り交わす契約書類の外、本仕様書に基づき実施するものとする。

2 業務の目的

環境省は、吉野熊野国立公園の核心地域の一つである大台ヶ原において、平成17年に「大台ヶ原自然再生推進計画」を策定し、自然再生事業に着手するとともに、平成18年に、西大台地区に全国初となる利用調整地区を指定し、平成19年から運用を開始した。

運用に当たっては、大台ヶ原全体の適切な管理運営と関係者の利害調整及び合意形成を行うことを目的とした「大台ヶ原の利用に関する協議会（以下「協議会」という）」において、適正な管理運営を始め、大台ヶ原の持続可能な利用の推進や諸課題の解決に向けた検討を行っている。また、平成29年度には、大台ヶ原登録ガイド制度（以下「登録ガイド制度」という）の運用を開始した。

本業務は、西大台利用調整地区及び大台ヶ原地区の適正な管理運営と持続可能な利用を推進するため、利用に関する基礎的なデータの収集・分析、登録ガイド制度の活性化や改善策の検討、その他当該地域の利用に関する管理運営上の各種課題への対応の検討、及び協議会運営等を行うものである。

3 業務期間

自 契約締結日

至 令和8年3月25日（水）

4 調査検討業務対象地域

奈良県吉野郡上北山村小椽 大台ヶ原

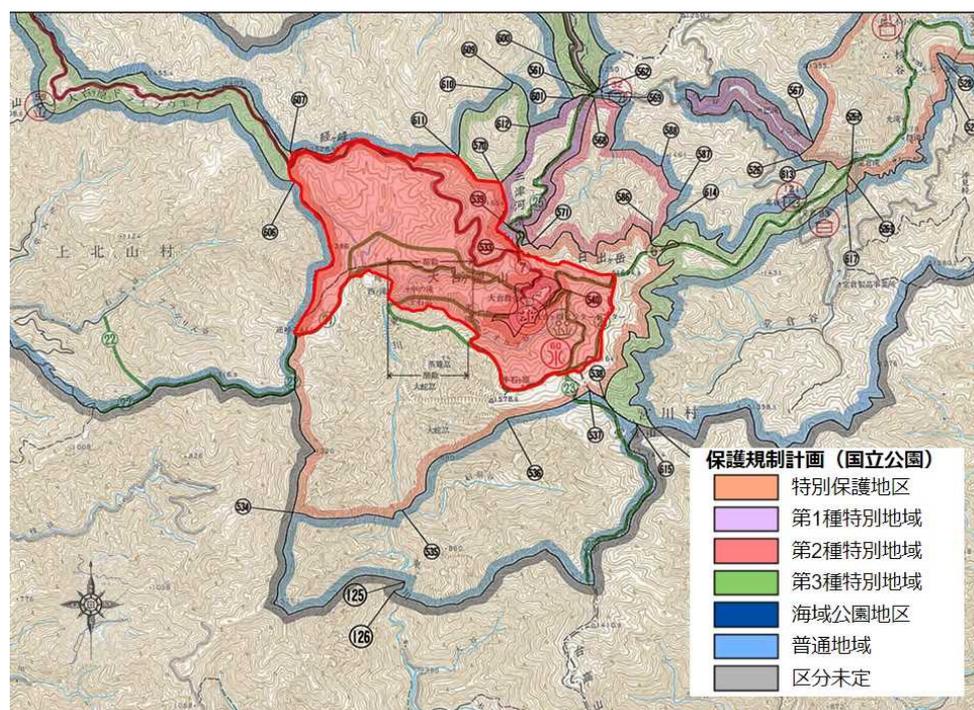


図-1 業務位置図

5 打合せ

担当官と6回程度行う(対面またはオンライン)。

また、打合せ終了後は速やかに打合せ記録簿を作成し、近畿地方環境事務所担当官(以下「担当官」という)の了承を得ること。

打合せ時期	備考
業務開始前	技師A又は同等以上の能力を有するものが出席するものとする。
中間打合せ	関係者ヒアリング、各種会議及び講習会開催前に計4回程度を想定し、技師A又は同等以上の能力を有するものが出席するものとする。なお、担当官が調整の上、地域関係者(地方公共団体担当者など)が各回2名程度同席する場合がある。同席する地域関係者への謝金等の支払いは不要とする。
報告書とりまとめ時	技師A又は同等以上の能力を有するものが出席するものとする。

6 業務実施計画等の作成

受注者は業務の実施に当たり、業務開始前の打合せを反映した業務概要、業務実施方針、業務実施体制、業務工程等について業務実施計画書を作成し、担当官に提出するものとする。

7 業務の内容

以下各業務を実施する。業務日程、詳細事項は担当官と十分な調整の上、決定する。

7-1 大台ヶ原の利用に関する調査

(1) 大台ヶ原の利用動向の取りまとめ及び分析

発注者が提供する大台ヶ原の利用に関するデータ(西大台利用調整地区の利用者数データ、正午の山上駐車場入込み車両数データ等)を用いて、大台ヶ原の利用動向の取りまとめ及び、その変化要因に関する分析を行う。

(2) 西大台利用調整地区の利用者を対象とした意見聴取の実施、取りまとめ及び分析

西大台利用調整地区の利用者を対象に、同地区の自然環境や制度運用等に関する意見聴取を実施する。

1) 個票の送付及び回収

受注者は、発注者が提供する意識調査の用紙(以下「個票」という)(別紙1参照)を必要部数印刷し、大台ヶ原ビジターセンター(住所は別紙2参照)へ送付する。

個票の利用者(回答者)への配付は、事前レクチャー実施場所において事前レクチャー実施者(別業務「令和7年度大台ヶ原ビジターセンター管理運営及び西大台利用調整地区巡視委託業務」による)が行う。

個票の回収は、大台ヶ原ビジターセンター窓口等に設置している回収箱に利用者(回答者)が直接入れるか、オンラインのいずれかの方法とする。

受注者は、個票及び回収用封筒等の補充を定期的に行うこと(個票配布数、回収率等の想定は別紙

2のとおり)。なお、個票の回収に必要な費用は本業務に含む。

2) 取りまとめ・分析

業務期間内に回収した個票及び担当官から提供する個票（今年4月中旬から本業務契約時まで回収された分）は、項目ごとに内容を精査し、十分なデータチェックを行った上で、担当官が提供する「大台ヶ原の利用に関するデータベース（Excel）（平成18年度からの調査結果が入力済み）」に入力を行い、調査項目ごとに時系列的に比較し、利用者意識の経年的な変化等を分析し取りまとめる。

なお、利用調整地区に関する問題点等が指摘されていた場合は、対応案や改善案などについて、法令、費用対効果、実現可能性などを踏まえて検討し取りまとめること。

7-2 大台ヶ原登録ガイド限定プログラムの運用計画案の検討

原則、歩道外の利用を禁止している大台ヶ原について、より付加価値の高い利用形態の検討に向けて、大台ヶ原登録ガイド（以下、「登録ガイド」）が一般利用者を歩道外等も含め案内する限定プログラムについて、令和6年度に検討した2つの歩道外コース（東大台1コース、西大台1コース）案（以下、「歩道外コース」）について、詳細な運用計画案の検討及び解説マニュアル案の作成等を行う。

(1) 登録ガイド向け現地説明会の実施

歩道外コースについて、東大台で1回、西大台で2回（計3回）登録ガイド向けの現地説明会を行い、昨年度整理した配慮事項及び解説内容の資料作成（A4両面30頁：15部程度）し配付すること。また、受注者または担当官が現地説明を行う。日程については、原則担当官が同行可能な日程で開催する。開催日については全ガイド及び地域関係者に事前案内を行う。

現地説明会では参加登録ガイドから各コースの運用や解説における意見も聴取し結果を整理する。

(2) 歩道外コース試行ツアーの同行

歩道外コースを使用した、登録ガイドによるツアー実走を目的に、過年度までに現地説明会を受けた登録ガイドによる試行ツアー（東大台1コース、西大台1コース、7月下旬以降に実施予定）に同行し、プログラム実施上の課題等の整理を行う。試行ツアーは日帰り2回程度を想定する。ツアー参加者及び、試行ツアー実施登録ガイドからヒアリングを行い、実走に向けた参考情報として整理する。また、同行した試行ツアー以外にも同様のツアーが実施された場合は、試行ツアー実施登録ガイドから、オンラインまたは書面によるヒアリングを行う（合計2名程度想定）。なお、試行ツアーを計画したが、天候不良や参加希望者がいなかったなど、試行ツアーが実施できなかった場合においても、課題等詳細についてヒアリングを行うこと。ツアー同行やヒアリングを行った登録ガイドには謝金（1人1時間あたり4,000円、2時間程度）を支払うこと。

(3) 運用計画等の修正

(1)～(2)の結果を踏まえ、歩道外コースの運用計画及び解説マニュアルを修正する。運用計画案は、関係法令及び植生影響への配慮とその評価方法、地域における実施体制等を十分に考慮した上で以下の事項について整理するものとする。なお整理にあたっては有識者4名程度にヒアリングを行うこと。ヒアリングはオンラインを想定し、有識者には謝金（1人1時間あたり4,000円、2時間程度）を支払うこと。

- 利用量の制限（1日の上限利用数など）
- 運用上必要な装備、現地の簡易な整備等
- 実施する登録ガイドの要件（講習会の受講等）

- 歩道外ルートを使用したツアー実施運用上の留意点、運用体制案
- 歩道外ルートを使用したツアー実施後に植生等への影響を評価する仕組み
- 歩道外ルートツアーのプロモーションについて

7-3 登録ガイド講習会の開催・運営

登録ガイドの技術とサービスの向上を通じ、西大台利用調整地区を中心とした大台ヶ原の利用推進に資するため、新規登録ガイド希望者向けの新規登録講習および既存登録ガイドに対しての更新講習会を開催する。

(1) 登録・更新講習会の回数・場所等

講習会の回数	1回
開催時期	令和7年12月19日(金)を想定
開催場所	檀原市内を想定し、オンライン会議システムを併用する。
参加者数	登録ガイド更新対象者及び新規登録ガイド(計10名程度を想定)
講習内容	登録ガイドとして必要な知識等の習得・再認識に資する内容として、大台ヶ原登録ガイド実施要綱、運用細則の解説の他ガイドの基本的スキル、大台ヶ原の自然や歴史等とする。令和6年度登録ガイド講習会の内容等を考慮した上で受注者が原案を作成し、担当官と調整の上、決定する。

(2) 講師の手配、旅費・謝金の支払い

講師(別紙3参照、うち3名程度想定)の手配を行うとともに、謝金(1人1時間あたり7,000円、2時間程度)及び旅費を支払う。

別紙3記載以外の講師を選定する場合は、担当官と協議すること。

旅費の算定は、旅行者の所在地を基準とし、旅費の算出根拠は国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号:令和元年法律第16号による改正)による。

(3) 会場準備及び運営

登録・更新講習会について、参加者への周知およびとりまとめを行う。場所は受講者の一部がオンライン参加することを想定し、担当官と相談の上で確定すること。なお、会場確保、会場使用料、必要な通信機材、通信経費等は、本業務に含む。

講習会開催に必要な物品の手配、会場準備、受付、撤去作業等を行うこと。必要な物品には、パソコン、プロジェクター、スクリーン、マイク等を含む。

(4) 資料作成

各講師及び担当官と調整の上、講習会に必要な資料(A4両面30頁×5講師:20部程度)を作成・配付すること。

(5) 講習会の記録・概要の取りまとめ

後日、講習会の内容を視聴できるよう録画を行う。また講習会終了後、講習内容等の概要を取りまとめる。

7-4 大台ヶ原の利用推進に関する各種会議の開催及び運営等

下記の会議開催・運営、並びに(3)の会議の提出資料を作成し会議へ出席する。

(1) 大台ヶ原自然再生推進委員会持続可能な利用ワーキンググループ(以下「利用WG」という)の開催・

運営

1) 利用 WG の回数・場所等

開催回数 2 回

開催時期 ①令和 7 年 6-8 月を想定

②令和 8 年 1-2 月を想定

開催場所 ①近畿地方環境事務所（対面）

②オンライン会議システムを使用した会議とする。

検討事項 ①吉野熊野国立公園西大台地区適正化計画の改定について

②吉野熊野国立公園西大台地区適正化計画の改定、大台ヶ原の利用動向、大台ヶ原の施設整備について

2) 委員の出席確認、謝金の支払い

利用 WG 委員（別紙 3 参照：5 名）の出席を確認するとともに、謝金・旅費（対面の場合）の支払いを行う。なお、謝金・旅費は 7-3 (2) に準じることとする。

3) 会場準備及び運営

オンライン会議の開催準備及び運営を行うこと。なお、オンライン会議システム等に必要な機材、通信経費等は本業務に含む。

4) 資料作成

担当官と調整の上、受注者が取りまとめ事前に資料（A4 両面 50 頁：10 部程度）を作成すること。

5) 利用 WG 概要の取りまとめ

会議終了後に議事概要及び議事録を作成し、担当官に電子データで提出すること。議事録については、出席者に確認依頼を行うこと。

(2) 大台ヶ原の利用に関する協議会（以下「協議会」という）の事前調整・開催・運営

1) 事前調整

過年度の協議会実施結果やこれまでの大台ヶ原における適正利用推進の取組と課題、今後の地域関係機関で連携推進のため検討する取組及びその分担の方向性をとりまとめた上で、下記協議会開催までに関係機関による意見交換を 1 回程度実施し、意見聴取を行う（オンラインを想定し、関係機関は環境省を除き 4 者程度。謝金は不要とする）。意見交換会の結果を踏まえ、下記協議会の資料及び検討事項内容に反映させる。

2) 協議会の回数・場所等

開催回数 1 回

開催時期 令和 8 年 2 月中旬頃を想定

開催場所 橿原市内を想定し、オンライン会議システムを併用する。

検討事項 開催日の概ね 1 か月前までに全構成機関（27 機関）に対して議題の収集を行い、担当官と調整の上、確定すること。

議題

①吉野熊野国立公園西大台地区適正化計画改定及び登録ガイド制度に関するもの（(1) の検討会での検討事項など）、②各構成機関から収集した議題、③昨年度の協議会において出された課題等に関するものとし、資料作成に当たっては、大台ヶ原及び上北山村周辺の地域の実情をよく把握した上で、最新の情報を反映させたものとする。

3) 協議会の出席確認、旅費・謝金の支払い

協議会員の出席を確認すること。なお、旅費・謝金は、いずれも支払わない。

4) 会場準備及び運営

出席者の一部がオンライン参加することを想定し、通信環境が整った会場で開催すること。なお、会場確保、会場使用料、必要な通信機材、通信経費等は、本業務に含む。

開催に必要な物品の手配、会場準備、撤去作業等を行うこと。必要な物品には、パソコン、プロジェクター、マイクを含む。

日程調整に当たっては、協議会の中心的なメンバーである奈良県、上北山村、川上村の日程を優先すること。

5) 資料作成

資料は担当官と調整の上作成し、開催日の1週間前までに全構成機関宛てに電子データ等により配付する。会場参加者には資料（A4両面80頁：30部程度）を印刷して配布すること（構成機関の会場参加率は50%を想定）。

6) 協議会概要の取りまとめ

会議終了後に議事概要を作成し、担当官に電子データで提出すること。

7) 登録ガイドへの情報提供及びアンケート

担当官が提供する大台ヶ原での事業実施結果、本業務で実施したガイド講習会及び協議会の実施結果を基に、登録ガイドのスキルアップの観点から必要な知見や情報を整理し、登録ガイドに対してメール等での情報提供を1回以上行うこと。また、大台ヶ原登録ガイドの活動状況を把握するため、活動実態についてのアンケートを実施し、その結果を取りまとめること。

(3) 大台ヶ原自然再生推進委員会への出席

大台ヶ原自然再生推進委員会において必要な大台ヶ原の利用に関する各種資料を担当官と調整の上作成し、当日は協議会事務局として出席する。

なお、同委員会の開催・運営、委員への旅費・謝金の支払いは別業務となるので、本業務に含まない。開催場所・時期は橿原市内で、令和8年3月を予定している。

8 貸与資料

原則として、初回打合せ時に受注者に本業務に係る以下の関連資料（過去の調査結果等）を貸与する。貸与資料は、担当官の請求時または業務完了検査時に返納する。

- (1) 平成26～28年度吉野熊野国立公園協働型管理運営体制強化事業業務 報告書
- (2) 大台ヶ原自然再生推進計画（第2期）の評価書及び大台ヶ原自然再生推進計画2014
- (3) 令和3年度大台ヶ原の持続可能な利用推進の検討等業務 報告書
- (4) 令和4年度大台ヶ原の持続可能な利用推進の検討等業務 報告書
- (5) 令和5年度大台ヶ原の持続可能な利用推進の検討等業務 報告書
- (6) 令和6年度大台ヶ原の持続可能な利用推進の検討等業務 報告書
- (7) 令和6年度大台ヶ原の利用に関するデータベース（Excelファイル）
- (8) 令和4年度大台ヶ原環境教育推進業務
- (9) 令和3年 大台ヶ原登録ガイドテキスト
- (10) 平成25年 吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画

(11) 令和6年度吉野熊野国立公園西大台地区適正化計画改定（素案）

(12) 令和6年度版大台ヶ原登録ガイド限定プログラム解説資料

なお、上記以外の資料が必要になった場合は、速やかに申し出て担当官の指示に従うとともに業務終了後は速やかに返還すること。また、上記資料を複写等した場合は、業務終了後速やかに廃棄（消去）すること。

9 報告書の作成

報告書 10部（無線綴じ製本 A4:200 頁程度）

上記成果物の内容を保存した DVD-R 等 2式

報告書及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。

提出場所 環境省 近畿地方環境事務所

10 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、環境省が保有するものとする。
- (2) 受注者は自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物に含まれる受注者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作権等に帰属するものとする。
- (4) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受注者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

11 情報セキュリティの確保

受注者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受注者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について担当官に書面で提出すること。
- (2) 受注者は、担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において受注者が作成する情報については、担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 受注者は、環境省情報セキュリティ・ポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受注者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 受注者は、担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において受注者が作成した情報についても、担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

- (5) 受注者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティ・ポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

12 その他

- (1) 本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 報告書には、不必要な個人情報等を記載しないこと。
- (3) 成果物納入後に受注者側の責めによる不備が発見された場合には、受注者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例に参考に、裏表紙に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [Aランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は担当官と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

・電子データの仕様

- (1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。
- (2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
 - ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010(バージョン 14)」以降で作成されたもの）
 - ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010(バージョン 14)」以降で作成されたもの）
 - ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010(バージョン 14)」以降で作成されたもの）
 - ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式
- (3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。
- (4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 等とする。業務年度及び契約名等を収納ケース及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。なお、電子データのフォルダ構成（通常版・公開版など）やファイル形式の仕様等の詳細については、担当官と協議すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

令和 7 年度大台ヶ原の利用に関する意識調査



携帯でも回答可能です
回答後に携帯の画面を
大台ヶ原ビジターセンター
スタッフにお見せください

入山日：令和 7 年 月 日

大台ヶ原では、大台ヶ原を訪れる方々に、安全に、より深く自然を楽しんでいただくことを目的とした「大台ヶ原登録ガイド制度」があります。また、将来にわたり自然環境を保持し、より質の高い自然体験の場を提供するため、西大台利用調整地区というエリアが設定されております。これらについて、ご意見等をお聞かせください。

【 I . 属性情報】

I-1 利用者情報など	性別：①男 ②女	年齢 ①10才未満 ②10代 ③20代 ④30代
	居住地：() 都道府県	⑤40代 ⑥50代 ⑦60代 ⑧70才以上
	来訪目的：西大台利用調整地区に来られた主な来訪目的は何ですか。(1つだけに○) ①登山・散策 ②写真撮影 ③生物の観察 ④風景鑑賞 ⑤その他 ()	
I-2 団体ツアー・個人の別	今回の来訪形態を教えてください。(1つだけに○) ①旅行会社主催のツアー ②登山や自然観察のガイドツアー ③個人・グループ(計 人) ④その他 ()	
I-3 行程	今回、どのような行程で大台ヶ原に来られましたか。 ①日帰り ②宿泊を伴う行程(宿泊場所(施設名):)	
I-4 来訪回数	これまでに大台ヶ原に来た回数 ①初めて ②今回を含め () 回	うち西大台地区に来た回数 ① 初めて ②今回を含め () 回
	I-5 今回含め、これまでに大台ヶ原でガイドの利用をしたことがありますか。 ①ある ②ない(理由を聞かせてください：例えば料金が高いから、一人で歩きたいからなど) ↳ その理由： ()	
<p>「① ある」を選んだ方のみ</p> <p>I-5-1 より深く大台ヶ原の自然や歴史、保全について解説する「大台ヶ原登録ガイド」制度が平成 29 年度より始まっています。「大台ヶ原登録ガイド」を利用しましたか。 ① 利用した ② 利用していない ③ 登録ガイドであったのか分からない</p> <p>I-5-2 ガイドを選ばれた経緯を以下からあてはまるものを選んでください。 ①インターネットで探した ②知人の紹介 ③ガイド付き団体ツアーを選んだ ④選んだツアーにたまたまガイドが付いていた(または添乗員がガイドをした) ⑤その他(具体的に)</p>		
I-6 西大台利用調整地区の利用に関し、今回、何を期待して西大台利用調整地区に来られましたか。 (該当するものすべてに○を付けてください) ①原生的な自然 ②ブナ林 ③新緑 ④苔 ⑤紅葉 ⑥東大台との違い ⑦利用調整地区制度等 ⑧野生動物 ⑨風景・景色 ⑩その他 ()		
I-7 今回の期待どおりでしたか。その理由をお聞かせください。 ①期待以上 ②期待どおり ③期待はずれ ④その他 () → その理由： ()		

***** 質問は裏面に続きます *****

意識調査に係る想定

7 業務の内容

7-1 (2) 西大台利用調整地区の利用者を対象とした意識調査の実施

○大台ヶ原ビジターセンターの所在地

〒639-3702

奈良県吉野郡上北山村小像 660-1

TEL 07468-3-0312

○令和7年度（業務期間内）回収率の想定

意識調査については、原則として事前レクチャー受講者全員を対象とする。

- ・実施期間は4月から11月までの8か月程度。
- ・事前レクチャー受講者数：2,300人程度(昨年度)。
- ・回収率：60%程度（過年度実績より）。
- ・回収方法は、現地回収箱による回収を約95%、オンラインによる回収を約5%と想定する。
- ・回収箱に入れられた個票は期間中4回程度受注者が回収。

大台ヶ原登録ガイド講習会講師／利用WG有識者 一覧

氏名	住所	最寄りの駅
A	京都市上京区一色町	京都市営地下鉄今出川駅
B	滋賀県大津市瀬田	JR 山陽本線瀬田駅
C	奈良県橿原市南妙法寺町	近鉄橿原神宮駅
D	奈良県吉野郡上北山村	
E	滋賀県大津市瀬田	JR 山陽本線瀬田駅